

徳島県告示第三百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次のとおり工事が完了したことを公告する。

令和五年六月二十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者	
	住所	氏名
小松島市日開野町字北開三番六	阿南市住吉町中筋一三八番地七	長田 真弓
同 中田町字出口四番及び六番	同 那賀川町上福井橋本二番地一	香川 ミヨ子
吉野川市鴨島町山路字東原一五四六番九、一五四八番三、一五四八番五、一五四九番四、一五四九番六及び一五五〇番一並びに一五四九番四地先道及び一五四九番四地先水の各一部	同 吉野川市鴨島町鴨島一五番地一 同 山路一五四八番地三	吉野川市長 東原南自治会長
名西郡石井町高原字中島二二四番七及び二二四番一一	徳島市国府町南岩延八一〇番地の一四 シエロ・ガーデン国府C一〇三	笹田 将輝
同 高川原字高川原一五二三番一の一部	同 日開六四八番地	株式会社テクシード
板野郡松茂町笹木野字八北開拓四二番一から四二二番四まで	同 住吉四丁目二番二〇号	株式会社大協ハウス 工業